

## 死亡届出後の各種手続きについて（お知らせ）

死亡の届出が住民票や戸籍に反映されるまで1週間程度かかることがありますので、死亡届から1週間程度日にちをおいてお越しいただくとお手続きがスムーズです。

次の項目に該当がありましたら、それぞれの支所、担当課へお尋ねください。

項目	必要なもの	説明	担当課（届出先）
印鑑登録	印鑑登録証（カード）	カードをお返してください。	市民課 市民窓口係 【三次市役所東館 1 F】 TEL0824-62-6138 又は各支所
マイナンバーカード/マイナンバー通知カード	他のお手続きに必要な場合がありますので、しばらくの間は保管してください。		
世帯主変更	本人確認書類 別世帯の場合は委任状	同一世帯員が2人以上の場合は、世帯主変更届が必要です。	
国民健康保険差替え	同一世帯員の国民健康保険証	世帯主が亡くなられた場合は、新しい保険証になります。	市民課 保険年金係 【三次市役所東館 1 F】 TEL0824-62-6134 又は各支所
国民健康保険葬祭費	国民健康保険証 葬儀を行った方が確認できる書類（※） 葬儀を行った方の預貯金通帳	葬祭費（3万円）が支給されます。 （※）埋火葬許可証や会葬礼状など	
後期高齢者医療葬祭費	後期高齢者医療保険証 葬儀を行った方が確認できる書類（※） 葬儀を行った方の預貯金通帳	葬祭費（3万円）が支給されます。 （※）埋火葬許可証や会葬礼状など	
国民年金等	年金手帳または年金証書 ご遺族の方の預貯金通帳 ご遺族の方のマイナンバーが分かるもの	年金の加入状況や種類、ご遺族の状況等により手続きが異なります。来庁時に確認しますので関係書類をご持参ください。	
重度心身障害者医療	受給者証	受給者証をお返してください。	
精神障害者医療			
被爆者葬祭料	被爆者健康手帳 手当証書（該当者のみ） 死亡診断書（原本又は写し） 葬儀を行った方が確認できる書類（※） 葬儀を行った方の預貯金通帳	葬祭料が支給されます。 （※）埋火葬許可証や会葬礼状など	
介護保険	介護保険被保険者証・負担割合証・各種減額認定証	介護保険被保険者証・負担割合証・各種減額認定証をお返してください。	高齢者福祉課介護保険係 【三次市役所本館 2 F】 TEL0824-62-6387 又は各支所

（裏面もご覧ください）

次の項目に該当がありましたら、それぞれの支所、担当課へお尋ねください。

項目	必要なもの	説明	担当課（届出先）
身体障害者手帳	身体障害者手帳	「身体障害者手帳返還書」に記入し、「身体障害者手帳」をお返ください。	社会福祉課 障害者福祉係 【三次市役所本館 2 F】 Tel0824-65-2051 又は各支所
療育手帳	療育手帳	「療育手帳返還届」に記入し、「療育手帳」をお返ください。	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	振込先口座先、印鑑	「受給者死亡届・未支払手当請求書」を提出してください。	
特別児童扶養 手当	手当証書、振込口座先	「受給者死亡届・未支払手当請求書」を提出してください。	
	戸籍謄本、振込口座先	新たな受給者は「認定請求書」を提出してください。	
児童手当	健康保険証、振込口座先	新たな受給者は「児童手当認定請求書」を提出してください。	こども家庭支援課 育児支援係 【三次市役所東館 2 F】 Tel0824-62-6148 又は各支所
こども医療	医療受給者証, 健康保険証	保護者が死亡の場合は「受給資格変更届」を提出し、対象のお子さんが死亡の場合は「受給資格喪失届」を提出し、「受給者証」をお返ください。	
ひとり親家庭等 医療		受給者が死亡の場合は「受給資格喪失届」を提出し、「受給者証」をお返ください。 新たな受給者は「ひとり親家庭等医療費受給者資格認定申請書」を提出してください。	
児童扶養手当	手当証書	受給者本人の場合＝「受給者死亡届」「未支払手当請求書」を提出してください。 子が死亡の場合＝「資格喪失届」または「額改定届」を提出してください。	
精神障害者手帳	障害者手帳	「障害者手帳」をお返ください。	健康推進課 企画係 【三次市役所東館 2 F】 Tel0824-62-6232 又は各支所
自立支援医療 受給者証 （精神通院）	自立支援医療受給者証 （精神通院）	「自立支援医療受給者証（精神通院）」をお返ください。	課税課 資産税係 【三次市役所本館 1 F】 Tel0824-62-6124 又は各支所
軽自動車税（種別割）の納税義務者の変更	ナンバープレート【三次市（旧町村を含む）が発行したナンバーを廃車する場合のみ必要】	納税義務者が死亡の場合は、「軽自動車税（種別割）納税代理人届出書」または「軽自動車税（種別割）納税義務者変更・廃車申告書」を提出してください。	
固定資産税代表 相続人の届出	必要に応じて相続権の確認できる書類（戸籍謄本、公正証書遺言等）を求める場合があります。	納税義務者（所有者）が死亡の場合は、「固定資産税代表相続人届出書」を提出してください。	農業委員会事務局 【三次市役所本館 4 F】 Tel0824-62-6193 又は各支所
農地を相続した場合の届出	相続登記後の土地の登記事項証明書	農地を所有している方が死亡されて、相続等により農地を新たに取得した場合は農業委員会への届出が必要です。	